「北秋田市環境基本計画（案)」に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果

○実施期間

平成 28 年 12 月 16 日～平成 29 年１月 16 日（31 日間）

○意見提出者数

２名

○意見及び回答（市の考え方）

以下のとおり

頁	項目	意見①（原文）	市の考え方
12	（１）大気	pm2.5 を定例の検査観測に追加すること。 （理由）＝中国から、大気圏を経て、秋田県に直接流れ込んでくるため。	PM2.5 については、秋田県において県内７箇所（大館、能代、船川、本荘、横手、土崎、茨島）で測定しており、リアルタイム（１時間値）でデータを公表しております。 県では、県内の PM2.5 濃度が 70μg/m3（日平均値）を超えると判断した場合、県ホームページなどを通じてお知らせするほか、各市町村へ通知を出し、市町村から住民へ周知するといった注意喚起等情報連絡の体制が整っています。 このことから、PM2.5 については、県からの情報提供により把握してまいります。

頁	項目	意見②（原文）	市の考え方
12	（1）大気	北秋田市クリーンリサイクルセンターは、最新式の焼却炉を導入するものの、定例の検査観測にダイオキシン類は入っていると思うが、環境放射線も追加すること。 （理由）＝最終処分場では、100ppm を超える CO 濃度瞬時値を発生させないことになっているが、濃縮された焼却灰が大量に発生すると小坂の最終処分場と同じことが考えられるため。	現在稼働している北秋田市クリーンリサイクルセンターでは、焼却灰の放射能濃度の測定を実施しており、国の示した埋立基準（8,000Bq／kg）を大きく下回っております。 また、北秋田市クリーンリサイクルセンター及び、焼却灰の搬入先である北秋田市一般廃棄物最終処分場において、空間放射線量の測定を実施しており、いずれも秋田県の通常レベルを超える数値は観測されておりません。 なお、排ガス中の CO 濃度についても、基準値以下となっております。

頁	項目	意見③（原文）	市の考え方
16	（2）水質	北秋田市民病院の周辺水質検査も追加すること。（病院の汚水が一番汚染されているため） （理由）＝北秋田市民病院は、浄化槽を使用して 450m3／日以上の計画流入汚水量が出て、「河川」に放流することになっているが、周辺には河川はないし、下水道の側溝もないはずです。まさか、湖水にたれ流しではないでしょうね。	北秋田市民病院から出る汚水は、浄化槽で処理し、埋設された管きょを通し阿仁川河川へ放流されており、周辺のため池に放流することはありません。なお、ため池についても定期的に水質検査を実施しております。 また、浄化槽からの放流水については、浄化槽法の規定に則り、浄化槽管理者（市民病院の指定管理者）が水質検査を実施しているため、現状以上の措置は特段必要ないと考えております。

頁	項目	意見④（原文）	市の考え方
18	（７）廃棄物の不適正処理	不法投棄監視員には、「あきたエコマイスター」の資格を義務付けるべき。 （理由）＝最新の環境情報を学べるから。	「あきたエコマイスター」の資格取得により、不法投棄防止に関する知見も深まると思いますので、不法投棄監視員含め、市民の皆さまへ「あきたエコマイスター」の資格取得を推奨してまいります。 このことについて、50 ページの市の取り組みとして「国や県、NPO などが実施する環境学習の機会について周知・啓発します。」を追記しました。

頁	項目	意見⑤（原文）	市の考え方
21	表２　北秋田市の汚水処理人口普及率（H25）	下水道の普及率は、最新のものがあるので、最新のものとすべきでは？	ご意見のとおり、平成 27 年度の最新データに更新いたしました。

頁	項目	意見⑥（原文）	市の考え方
22	（１）廃棄物の発生抑制	家庭から排出されるごみの量が減少していますが、事業者から排出されるごみの量が増加していることがあります。 （理由）＝ならば、原因をはっきりさせて、事業者を指導すべきである。	事業者から排出されるごみの増加については、業種、経営方針、繁盛期、社会情勢の変化などによる様々な要因があると考えます。 事業者がクリーンリサイクルセンターへ搬入してくる際の指導や、ホームページ等で幅広く広報活動するなど、事業系ごみの減量について、事業者へ向けて啓発してまいります。 また、市は、啓発する立場であると同時に、一事業者であることから、役所内でのより一層のごみの削減に取り組んでまいります。

頁	項目	意見⑦（原文）	市の考え方
32	（１）ボランティア活動・環境学習	小学５・６年生の授業に、北秋田市内の環境施設（新クリーンリサイクルセンター他）をピックアップし、施設訪問等を学習に取り入れるべきである。	これまで、市内の小学校では、４年生の授業でクリーンリサイクルセンター等の市内の環境施設訪問を実施してきております。 今後も学校等と連携し、環境教育を推進していきたいと考えています。 また、事前に申請していただくことで、どなたでも施設見学をすることができます。

頁	項目	意見⑧（原文）	市の考え方
73、76	簡易水道 上水道	用語解説は、水道法に基づくべきでは？	水道法の定義に基づき、簡易水道の用語解説を「給水人口が 101 人以上の都市や集落へ飲料水を供給するシステムを「水道」といい、そのうち、給水人口が 5,000 人以下のものを「簡易水道」という。」と修正し、上水道の用語解説を「給水人口が 101 人以上の都市や集落へ飲料水を供給するシステムを「水道」といい、そのうち、給水人口が 5,001 人以上のものを一般的に「上水道」と称している。」と修正いたしました。

頁	項目	意見⑨（原文）	市の考え方
―	用語解説	北秋田市には給水人口が 100 人以下の水道もあるので、小規模水道の定義も必要では？	本文中にある用語の解説であるため、小規模水道の定義等については、割愛させていただきます。